

令和6年9月30日招集

# 9月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

## 令和6年度9月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年9月30日(月) 午後2時30分から午後3時2分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (33人)

### 農業委員

1番	首藤正男	2番	田村良雄	3番	若林清廣
4番	虎澤栄三	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
7番	成田誠一	8番	平野榮治		
10番	佐藤英一			12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	18番	渡部藤四夫
19番	江端美春	20番	小林喜一郎	21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝	24番	吉田浩

### 農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明	2番	山岸洋子		
4番	別所正幸	5番	長井範親	6番	笠原綱生
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	高井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司	12番	武田要一郎

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第35号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第39号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁  
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆  
西蒲区事務所長 佐々木徹  
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏  
管理係 武田勇 農地係主査 鳴倉明彦

## 7 会議の概要

小沢次長補佐 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度9月定例総会を開会いたします。
14:30	9番 阿部 信行委員、11番 高橋 潤一委員、より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
	出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議長	【あいさつ】
	これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、
	19番 江端 美春委員、20番 小林 喜一郎委員 をお願いいたします。
	それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、
	追加議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
	議案第35号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
	議案第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
	議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について
	の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。
	事務局より説明をお願いします。

<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、本日取下げの案件がありましたので、地区別審議件数及び正誤表を机上配布させていただきました。お手数でもご確認をお願いいたします。</p> <p>内容につきましては、</p> <p>西蒲区の案件で、3条許可申請2件、西区の案件で、5条許可申請1件の取下げがあったものです。</p> <p>それでは、本日配布いたしました議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、中央地区で2件、秋葉区で1件、南区で1件、西区で1件、西蒲区で2件の計7件です。</p> <p>次に議案第35号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、秋葉区で1件、西蒲区で1件の計3件です。</p> <p>次に議案第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で3件、秋葉区で1件、南区で1件の計5件です。</p> <p>次に議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が</p> <p>中央地区で2件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は17件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、中央区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>中央地区部会長 職務代理人</p>	<p>中央地区部会長職務代理人の別所でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の8件は、去る9月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p>

<p>議 長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>「中1号」、「中2号」、いずれも、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第35号 農地法第4許可申請についてです。8ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、近隣企業の要望を受け、貸露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第36号 農地法第5許可申請についてです。11ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中3号」は売買により、特定建築条件付売買予定地に転用するものです。</p> <p>「中2号」は、将来設計を考え、使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>「中1号」から「中3号」まで、いずれも、農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。15ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」は、相続税の申告の際に、申請地の納税猶予を受けるため申請に至りました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、第4条許可申請1件、第5条許可申請3件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の3件を、26日に審査いたしました。</p> <p>議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は経営移譲のため世帯内で贈与するものです。</p>
--------------------------	--

<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>続いて、議案第35号 農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は中山間2種農地に農家住宅建築敷地として申請したものです。</p> <p>続いて、議案第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は3種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。</p> <p>以上3件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は2件で、去る9月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、経営規模を拡大させたい譲受人が売買により、所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地にて金属製造業を営んでいますが、事業の拡大に伴い現在の敷地では手狭になってきたことから、申請地を取得し露天駐車場とするため申請しました。</p> <p>「南1号」の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>なお、「南1号」は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p>	<p>影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p>
<p>西区部会長</p>	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>9月26日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」は、譲渡人の経営規模縮小と、譲受人の経営規模拡大により売買し、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件については、問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の3件は、去る9月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第40号 農地法第3条許可申請についてです。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、譲渡人からの申し出により、売買によって所有権移転するものです。</p> <p>「蒲2号」は、以前から耕作していた譲受人へ、贈与によって所有権移転するものです。</p> <p>次に、議案第35号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、従業員駐車場及び車両待機場等敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、水耕レタス栽培ハウスを建設しており、施設運営に必要なものとして申請にいたしました。</p>



<p>議 長</p>	<p>農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、及び農地法第4条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書8ページ、議案第35号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>なお、議案書10ページ、蒲1号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>これ以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書11ページ、議案第36号 農地法第5条許可申請</p>

<p>議 長</p>	<p>に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書15ページ、議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊2の議案第39号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。最初に、議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和6年9月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区17件、秋葉区1件、南区1件、西区10件、西蒲区11件、合計で件数40件、面積227,406㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区6件、中央地区3件、南区3件、西蒲区5件、合計で件数17件、面積119,440㎡です。</p>

続いて2ページ、利用権の更新について、北区26件、中央地区16件、秋葉区3件、南区9件、西区4件、西蒲区28件、合計で件数86件、面積431,517㎡です。

詳細につきましては、議案書の4ページ以降となります。

新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから39ページのとおりでです。

次に、利用権の移転については、40ページのとおりでです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。41ページ、令和6年9月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区2件、秋葉区2件、南区8件、西蒲区2件、合計で件数14件、面積94,398㎡です。

詳細につきましては1枚めくっていただいて、44ページから48ページのとおりでです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、49ページのとおりで農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和6年10月15日からとなります。

引き続き、議案第39号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料の表紙をめくっていただきまして1ページ、2ページのとおりで、南区で1件、西区で4件、移転の申出がありました。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から9月3日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、3ページとおりで、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県

議 長	<p>の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年11月29日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、別冊1の議案第38号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただけてください。</p>
議 長	<p>次に、別冊2の議案第39号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長 15 : 2</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度9月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---